



社会保障と税の一体改革

佐藤主光

一橋大学経済学研究科・政策大学院

何が決まったのか？

「社会保障と税の一体改革」

- 2010年代半ばまでに消費税率を10%に引き上げ
- 改革全体を通じて、2015年度において
 - 充実による額 3.8 兆円程度
 - 重点化・効率化による額 ~▲1.2 兆円程度

留意点：

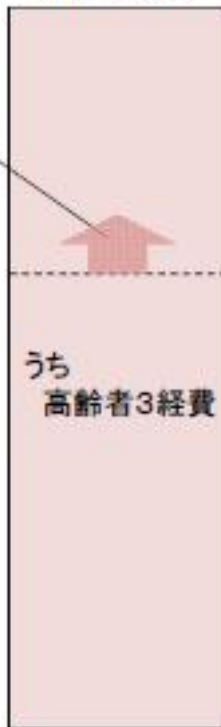
- 効率化の手法が「確立」されているわけではない⇒1.2兆円の減額が実現するか不透明（？）

(2015年度)(※)

改革後ベース

社会保障4経費
(国・地方)

制度改革に伴う
増及び消費税引
上げに伴う社会
保障支出の増



5%相当の
安定財源の
確保

(国・地方)

消費税引上げに伴う
社会保障支出等の増

1%相当

機能強化

3%相当

〔
・制度改革に伴う増
・高齢化等に伴う増
・年金2分の1(安定財源)
〕

※ 税制抜本改革実施までの2分の1財源

機能維持

1%相当

出所：税と社会保障の一体改革案（2011年7月1日）

同床異夢

| 利害当事者 | 増税の目的 |
|-----------------|--------------------------------|
| 財政再建重視派（財務省） | 国の社会保障財源の「スキマ」を埋める ⇒国の赤字の縮減 |
| 社会保障重視派（厚生労働省） | 社会保障サービスの充実 ⇒3.9兆円増（2015年度） |
| 地域主権推進派（地方・総務省） | 地方財源（地方消費税）の充実 |

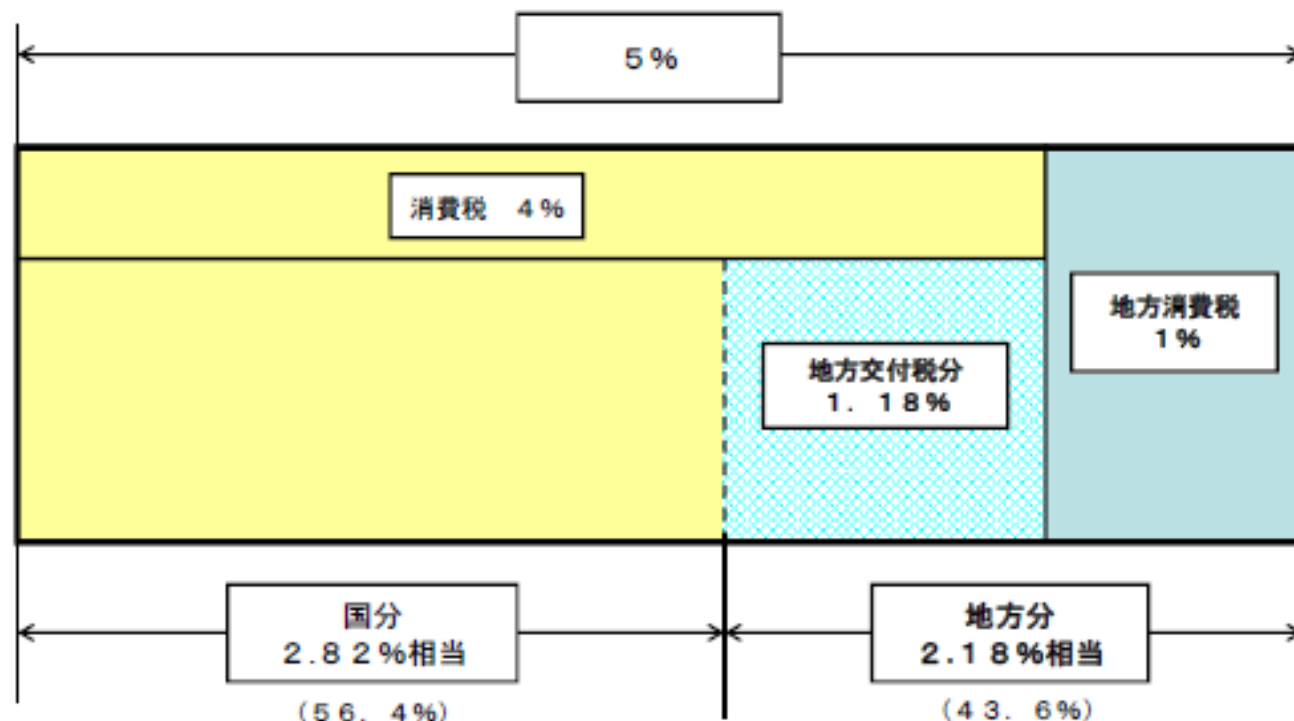


「玉虫色の解決」＝消費税の増税には大同団結していても、その用途について合意をみているわけでは必ずしもない

消費税の国と地方の配分

平成20年12月9日
経済財政諮問会議
鳩山議員提出資料

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



社会保障目的税？

- 社会保障目的税の定義

- ✓ その1：社会保障（公費分）は消費税で賄う
⇒ 社会保障の伸び・レベルは消費税で制約

- ✓ その2：消費税は社会保障に充てる
⇒ スキマは別途手当
⇒ 社会保障の伸びの歯止めにならず

- どのレベル政府の財源？

- ⇒ 地方も社会保障サービスを提供（地方単独事業を含む）

残された課題

- これで終わりではない

⇒ 財政再建に向けて更なる増税・歳出削減

- 「社会保障と税の一体改革」は頓挫しない？

- ✓ 消費増税の実効性を担保？

- ✓ 公平・信認の確保

- ✓ 増税の実行（先延ばし）のルール化（免責条項？）

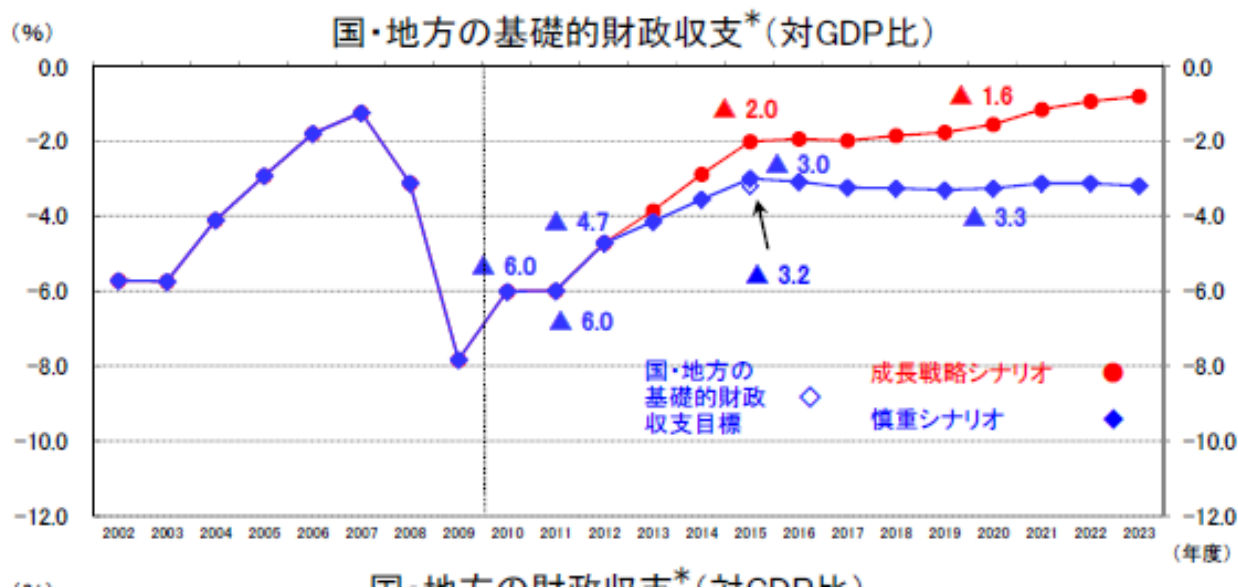
- ポスト「一体改革」としての抜本的税制改革

⇒ 新たな経済環境への対応

消費税率10%は十分か？

- 消費税率を10%に引き上げても、2020年までに基礎的財政収支は均衡化しない

⇒追加的な増税、歳出カットが不可欠



出所：経済財政の中長期的試算（内閣府（2011年8月12日）
試算の前提：

- 2015年までに消費税率を10%に引き上げ
- 震災復興期間は10年間

This time is different?

表 2.3 : 財政構造改革法を巡る動き

平成 9 年 3 月 18 日

第 4 回財政構造改革会議で総理から **財政構造改革五原則** を提示

- ・ 財政赤字対 GDP 比 3 % 以下,赤字国債脱却は 2003 年度を目標

4 月 1 日

消費税率 5 % へ引き上げ

夏以降

アジア通貨危機、金融不安

11 月 28 日

財政構造改革の推進に関する特別措置法 が成立

平成 10 年 5 月 29 日

財政構造改革の推進に関する特別措置法改正法 が成立

- ・ 赤字国債発行枠の弾力化を可能とする措置
- ・ 財政健全化目標の達成年次を 2005 年度まで延長
- ・ 11 年度当初予算の社会保障関係費の量的縮減目標を「おおむね 2 %」から「極力抑制」とする

12 月 11 日

財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法 が成立

(出所) 財務省ホームページ

何故消費税か？

| 課題 | 消費税の特徴 |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 税制の効率化 | 生産過程に介入しない（歪めない）＝「生産効率性命題」 ⇔ 法人税 |
| 財政の健全化 | 安定的な税源 ⇒ 税込見通しが比較的立てやすい |
| 社会保障の再構築 （世代間格差への対応） | 高齢（退職）世代にも課税 ⇔ 社会保険料 |
| 経済のグローバル化 | 「仕向け地主義」課税 ⇒ 国際競争力に影響しない |
| 地方税の充実 | 税収は安定的・地域間偏在性が少ない |

望ましい税制改革の在り方

| | |
|-------|---|
| 改革の柱 | <p>➤消費課税を柱とした（国・地方を合わせた） 税制の構築 ⇒新たな経済環境と課題に対応</p> |
| 改革案 | <p>➤消費税増税と法人税の実効税率の引き下げ ➤ネット増税による財政再建</p> |
| | <p>➤地方法人二税の軽減（地方消費税化） ⇒地方税収の安定化 地域間格差の是正</p> |
| 公平の確保 | <p>➤「給付付き税額控除」等低所得者支援の充実 ⇒財政の持続性・効率と公平の両立</p> |

税・財政文化の転換点

| | 従前 | 新しい姿 |
|------|-------------------------|---------------------------------|
| 財政赤字 | 総論賛成・各論反対 | 財政赤字は「買いだめ」と同じ⇒権益の「既得化」が財源不足の原因 |
| 税 | 自分以外の誰かが負担 自分が増税＝不公平 | 税は皆が「広く薄く」負担すべきもの 社会参加の「会費」 |
| 帰結 | 当事者意識の欠如 政治・財政への無関心 | 当事者意識 政府への監視 |